

西都市パブリックコメント制度実施要綱

平成18年西都市告示第145号

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関して必要な事項を定め、市の基本的な政策等に対して市民等が意見を述べる機会を保障することによって、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民等との協働による市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント制度」とは、市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに對する市民等からの意見、情報及び専門的知識（以下「意見等」という。）の提出を受け、当該意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等の概要とこれらに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

市内に住所を有する者

市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

市内の事務所又は事業所に勤務する者

市内に存する学校に在学する者

前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る政策等に利害関係を有する者

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定

広く市民等に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係るものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定

前3号に掲げるもののほか、制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、市民生活への影響等を勘案してパブリックコメント制度を実施することが適当であると実施機関が認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、この要綱の規定を適用しないことができる。

政策等の策定に当たって、意見聴取等の手続が法令等により定められているもの

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、この要綱に定める手続に準じた手続を経て報告、答申等を行ったもの

迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

実施機関に裁量の余地が少ないと認められるもの

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、その意思決定を行う前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

政策等の案を策定した趣旨、目的及び背景

政策等の案の概要

その他政策等の案を理解するために必要な資料

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、広報紙への掲載、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した閲覧等、市民等が容易に入手できる方法により行うものとする。

(意見等の提出期間)

第7条 実施機関は、政策等の案の公表の日から1月以上の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。この場合において、実施機関は、公表の際に、当該意見等の提出期限を明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を1月未満とすることができる。

(意見等の提出方法)

第8条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

郵便

ファクシミリ

電子メール

実施機関が指定する場所への書面の持参

- 2 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）、連絡先その他の必要な事項を明らかにしなければならない。

（意見等の処理）

第9条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定による意思決定を行ったときは、策定された政策等の内容、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、政策等の案を修正したときは、併せてその修正内容及びその理由を公表するものとする。ただし、西都市情報公開条例（平成11年西都市条例第1号）第9条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

- 3 実施機関は、前項の規定により考え方を公表するときは、意見等の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができるものとする。

- 4 第6条の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

（一覧表の作成等）

第10条 市長は、パブリックコメント制度を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により公表するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用する。ただし、この告示の施行の際、現に意思決定過程にある政策等については、この限りでない。